

福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の体系・骨子の検討

福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画		国・市の方針	都の方向性	福生市の課題	福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の体系（案）												
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の方向	施策									
安心・健やかに暮らせる人にやさしいノーマライゼーション社会の実現	<p>基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり</p> <p>&lt;施策の方向&gt; (1) 相談体制・情報提供の充実 (2) 権利擁護体制の確立 (3) 障害福祉サービスの充実 (4) 意思疎通支援の充実 (5) 経済的支援の実施 (6) 地域の安全と災害時を想定した対応</p>	<p>【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止 ・委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理</p>	<p>【都の方針】 東京都障害者・障害児施策推進計画 基本理念 基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現 基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現 &lt;目標達成のための施策と取組&gt; 施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組 【主な計画事業】 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 ・ヘルプマークの推進 ・点字録音刊行物の作成及び配布 ・情報バリアフリーに係る充実への支援 ・盲ろう者支援センター事業 ・手話のできる都民育成事業 ・デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業等 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進 【主な計画事業】 ・障害者スポーツの振興 ・障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業 ・スポーツ環境整備費補助事業 ・文化芸術活動の推進等 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり 【主な計画事業】 ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業 ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ・安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化 ・視覚障害者誘導用ブロック等の設置 ・視覚障害者用信号機・歩行者感应式信号機・エスコートゾーンの設置・改善等 施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり 1 地域におけるサービス提供体制の整備 【主な計画事業】 ・障害者グループホーム体制強化支援事業 ・借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業 ・短期入所開設準備経費等補助事業 ・都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業等 2 地域生活を支える相談支援体制等の整備 【主な計画事業】 ・相談支援従事者研修 ・精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業 ・障害者虐待防止対策支援事業 ・日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の実施 ・福祉サービス総合支援事業 ・成年後見活用あんしん生活創造事業 ・指導検査における区市町村との連携等</p>	<p>基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり (1) 相談体制・情報提供の充実 ○障害のある人の多様なニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要 ○障害のある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要がある。  (2) 権利擁護体制の確立 ○障害者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援することが求められる。 ○今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要  (3) 障害福祉サービスの充実 ○福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められる。  (4) 意思疎通支援の充実 ○視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要 ○近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要  (5) 経済的支援の実施 ○障害のある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく</p>	安心・健やかに暮らせる人にやさしいノーマライゼーション社会の実現	<p>(1) 相談体制・情報提供の充実</p>	<p>①継続的な相談支援体制の充実 ②相談支援事業の推進 ③精神障害者相談支援事業の充実 ④高次脳機能障害者相談支援の充実 ⑤基幹相談支援センターの充実 ⑥障害に配慮した情報提供の充実 ⑦障害福祉等サービスに関する情報提供の充実</p>	<p>(2) 権利擁護体制の確立</p>	<p>①福祉サービス総合支援事業の推進 ②成年後見制度支援事業の周知・促進 ③成年後見制度法人後見支援事業実施の検討 ④障害者虐待防止センターの充実 ⑤障害児の虐待の防止等</p>	<p>(3) 障害福祉サービスの充実</p>	<p>①訪問系サービスの実施 ②重度身体障害児入浴サービスの実施 ③重度身体障害者(児)訪問入浴サービスの実施 ④補装具費の支給 ⑤おむつ等の助成 ⑥短期入所サービスの実施 ⑦サービス等利用計画の作成 ○デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業</p>	<p>(4) 意思疎通支援の充実</p>	<p>①手話通訳者の派遣 ②手話通訳者の養成 ③テレビ電話手話通訳サービス等の実施 ④中等度難聴児発達支援事業の実施</p>	<p>(5) 経済的支援の実施</p>	<p>①心身障害者福祉手当の支給 ②特別障害者手当の支給 ③障害児福祉手当の支給 ④重度心身障害者手当の支給 ⑤特殊疾病患者福祉手当の支給 ⑥特別児童扶養手当の支給 ⑦児童育成手当(障害手当)の支給 ⑧公的扶助、年金、手当の周知 ⑨消費者相談室の実施</p>	<p>(6) 地域の安全と災害時を想定した対応</p>	<p>①救急通報システム事業の実施 ②住宅火災通報システム事業の実施 ③防災行政無線の聴覚障害者対応 ④TCNによる火災等告知放送 ⑤避難行動要支援者の支援体制の整備 ⑥ヘルプマークの周知 ⑦災害時の避難行動等に関する周知 ⑧福祉避難所の確保と周知 ⑨救急医療情報キットの周知 ⑩施設のバリアフリー化 ○社会福祉施設等と地域の協力体制の整備</p>
	<p>基本目標2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり</p> <p>&lt;施策の方向&gt; (1) 障害の早期発見と障害児の療育支援 (2) 切れ目のない障害児サービスの充実</p>	<p>○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理</p>	<p>【都の方針】 東京都障害者・障害児施策推進計画 基本理念 基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現 基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現 &lt;目標達成のための施策と取組&gt; 施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進 1 障害及び障害者への理解促進及び差別の解消に向けた取組 【主な計画事業】 ・共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 ・ヘルプマークの推進 ・点字録音刊行物の作成及び配布 ・情報バリアフリーに係る充実への支援 ・盲ろう者支援センター事業 ・手話のできる都民育成事業 ・デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業等 2 スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進 【主な計画事業】 ・障害者スポーツの振興 ・障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業 ・スポーツ環境整備費補助事業 ・文化芸術活動の推進等 3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり 【主な計画事業】 ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業 ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ・安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化 ・視覚障害者誘導用ブロック等の設置 ・視覚障害者用信号機・歩行者感应式信号機・エスコートゾーンの設置・改善等 施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり 1 地域におけるサービス提供体制の整備 【主な計画事業】 ・障害者グループホーム体制強化支援事業 ・借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業 ・短期入所開設準備経費等補助事業 ・都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業等 2 地域生活を支える相談支援体制等の整備 【主な計画事業】 ・相談支援従事者研修 ・精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業 ・障害者虐待防止対策支援事業 ・日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の実施 ・福祉サービス総合支援事業 ・成年後見活用あんしん生活創造事業 ・指導検査における区市町村との連携等</p>	<p>基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり (1) 相談体制・情報提供の充実 ○障害のある人の多様なニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要 ○障害のある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要がある。  (2) 権利擁護体制の確立 ○障害者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援することが求められる。 ○今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要  (3) 障害福祉サービスの充実 ○福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められる。  (4) 意思疎通支援の充実 ○視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要 ○近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要  (5) 経済的支援の実施 ○障害のある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく</p>		安心・健やかに暮らせる人にやさしいノーマライゼーション社会の実現	<p>1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>①乳幼児健康診査の実施 ②発育・発達支援につながる連携の推進 ③臨床心理士等の巡回相談の実施 ④児童発達支援の実施 ⑤教育・保育施設での障害児の受入れ ⑥保育所等訪問支援の実施 ⑦学童クラブでの障害児の受入れ ⑧放課後等デイサービスの実施 ⑨障害児相談事業の実施 ⑩児童館における障害児対象事業の実施 ○医療的ケア児に対する支援のための体制整備</p>	<p>2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり(福生市障害児福祉計画)</p>	<p>(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援</p>							

福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画		国・市の方針	都の方向性	福生市の課題	福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の方向	施策
<p>（3）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進</p> <p>基本目標3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり</p> <p>&lt;施策の方向&gt; （1）障害の理解と合理的配慮の推進 （2）社会参加の促進 （3）外出支援施策の推進 （4）就労の支援・促進</p> <p>基本目標4 障害のある人の地域生活の基盤づくり</p> <p>&lt;施策の方向&gt; （1）日中活動の場の確保 （2）居住の場の確保 （3）保健・医療サービスの充実 （4）地域移行・地域定着の支援と促進</p>	<p>を進め、必要な見直しについて検討</p> <p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実</p> <p>・<b>ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保</b></p> <p>・障害のあることに対する支援の充実</p> <p>8. 教育の振興</p> <p>○<b>インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備</b></p> <p>・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及</p> <p>・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進</p> <p>・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進</p> <p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>○総合的な就労支援</p> <p>・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援</p> <p>・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用</p> <p>・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進</p> <p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備</p> <p>・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり</p> <p>・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり</p> <p>・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</p> <p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <p>○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進</p> <p>・障害者分野における国際協力への積極的な取組</p> <p>・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信</p>	<p>3 入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援</p> <p>（1）福祉施設入所者の地域生活への移行【主な計画事業】</p> <p>・地域移行促進コーディネート事業</p> <p>・地域生活への移行及び定着の支援等</p> <p>（2）精神科病院からの地域生活への移行【主な計画事業】</p> <p>・精神障害者地域移行体制整備支援事業</p> <p>・精神障害者早期退院支援事業</p> <p>・精神保健福祉士配置促進事業等</p> <p>4 障害者の住まいの確保</p> <p>【主な計画事業】</p> <p>・障害者向け都営住宅の供給</p> <p>・都営住宅への入居支援</p> <p>・居住支援協議会</p> <p>・障害者単身生活サポート事業等</p> <p>5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応</p> <p>【主な計画事業】</p> <p>（重症心身障害児（者））</p> <p>・重症心身障害児等在宅療育支援事業</p> <p>・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業（精神障害者）</p> <p>・地域における精神科医療提供体制の整備</p> <p>・依存症対策の推進</p> <p>・精神科救急医療体制の整備（発達障害児（者））</p> <p>・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業</p> <p>・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業（高次脳機能障害者）</p> <p>・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業（強度行動障害を有する障害者）</p> <p>・強度行動障害支援者養成研修</p> <p>・障害者支援施設等支援力育成派遣事業（難病患者）</p> <p>・難病相談・支援センターの運営</p> <p>・難病医療ネットワークの構築</p> <p>・在宅難病患者訪問診療事業等</p> <p>6 安全・安心の確保</p> <p>【主な計画事業】</p> <p>・災害時要配慮者対策の推進</p> <p>・社会福祉施設等と地域の協力体制の整備</p> <p>・災害時こころのケア体制整備事業</p> <p>・グループホーム防災対策助成事業</p> <p>・在宅要介護者の受入体制整備事業</p> <p>・障害福祉サービス等提供体制の継続支援事業</p> <p>・障害者（児）施設の感染症対策推進事業</p> <p>・緊急ネット通報の整備</p> <p>・「消費生活情報」の提供等</p>	<p>必要がある。</p> <p>（6）地域の安全と災害時を想定した対応</p> <p>○災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害者の援護体制の強化を図っていくことが必要</p> <p>○今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要</p> <p>基本目標2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり</p> <p>（1）障害の早期発見と障害児の療育支援</p> <p>○乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要</p> <p>○障害のある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められる。</p> <p>（2）切れ目のない障害児サービスの充実</p> <p>○障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要</p> <p>○関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障害児サービスの充実を推進していくことが必要</p> <p>（3）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進</p> <p>○特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となってくる。</p> <p>○一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要</p> <p>基本目標3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり</p>	<p>（2）切れ目のない障害児サービスの充実</p> <p>（3）特別支援教育・インクルーシブ教育の推進</p> <p>（1）障害の理解と合理的配慮の推進</p> <p>（2）社会参加の促進</p> <p>（3）外出支援施策の推進</p> <p>（4）就労の支援・促進</p> <p>（1）日中活動の場の確保</p> <p>（2）居住の場の確保</p> <p>（3）保健・医療サービスの充実</p> <p>（4）地域移行・地域定着の支援と促進</p>	<p>①継続的・計画的な支援体制の充実</p> <p>②関係機関との連携による支援体制の充実</p> <p>①特別支援教育の充実</p> <p>②交流及び共同学習の充実</p> <p>①理解を深めるための啓発の推進</p> <p>②学校教育における福祉教育の充実</p> <p>③社会教育における福祉教育の充実</p> <p>④障害者施設授産品販売の支援</p> <p>⑤当事者会・家族会の活動の支援</p> <p>○「心のバリアフリー」の推進</p> <p>①優先調達法の活用</p> <p>②手話通訳者の配置</p> <p>③図書等宅配サービスの実施</p> <p>④障害者青年学級の実施</p> <p>⑤スポーツ・レクリエーション事業の実施</p> <p>①福祉バスの利用促進</p> <p>②自動車運転教習費の助成</p> <p>③自動車改造費の助成</p> <p>④タクシー費用の助成</p> <p>⑤自動車ガソリン費用の助成</p> <p>⑥同行援護の実施</p> <p>⑦移動支援の実施</p> <p>⑧行動援護の実施</p> <p>⑨移送サービス事業の実施</p> <p>⑩ハンディキャブの貸し出し</p> <p>①就労支援事業の実施</p> <p>②障害者就業・生活支援センターとの協働推進</p> <p>③障害者雇用への理解の促進</p> <p>④就労移行支援の実施</p> <p>⑤就労定着支援の実施</p> <p>⑥職場体験実習の実施</p> <p>①生活介護の実施</p> <p>②就労継続支援の実施</p> <p>③日中一時支援の実施</p> <p>④地域活動支援センター事業の実施</p> <p>①グループホームへの支援</p> <p>②住宅設備改善費給付事業の実施</p> <p>①自立支援医療（更生医療費）の助成</p> <p>②自立支援医療（精神通院医療費）の助成</p> <p>③自立支援医療（育成医療費）の支給</p> <p>④小児精神障害者入院医療費助成</p> <p>⑤精神保健対策の充実</p> <p>①関係機関のネットワーク構築</p> <p>②地域移行の支援</p> <p>③地域定着の支援</p> <p>④自立生活援助の実施</p> <p>⑤福祉サービス充実のための研修参加</p> <p>○ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保</p>			

福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画		国・市の方針	都の方向性	福生市の課題	福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の方向	施策
		<p>障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会を目指す上で、障害者（児）の自立と社会参加は大きな課題です。</p> <p>社会全体で障害に対する理解が進む中、障害者の就労や地域での活動等、社会参加を推進する施策の充実が求められています。障害者の就労については、企業に就職しても早期に離職してしまうなど、就労継続に関しては依然として課題の一つとなっています。</p> <p>福生市では、今後も障害者の自立に向けた就労実習の場を提供する「障害者職場体験実習」等を実施し、障害者（児）が段階を経て継続的に社会参加に取り組めるよう、機会や場の提供に努めます。</p> <p>事業指標 障害者自立生活支援センター「すてっぷ」登録者数 現状値（平成30年度） 136人 目標値（令和6年度） 218人</p>	<p>3 職業的自立に向けた職業教育の充実 【主な計画事業】 ・特別支援学校における就労支援等 施策目標Ⅳ いきいきと働ける社会の実現 1 一般就労に向けた支援の充実・強化 【主な計画事業】 ・東京都障害者就労支援協議会 ・区市町村障害者就労支援事業 ・障害者就業・生活支援センター事業 ・就労支援機関連携スキル向上事業 ・精神障害者就労定着連携促進事業等 2 福祉施設における就労支援の充実・強化 【主な計画事業】 ・工賃アップセミナー事業 ・区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 ・商品開発等業務改善支援モデル事業 ・デジタル技術を活用した重度障害者に対する就労支援事業等 施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保 1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実 【主な計画事業】 ・福祉人材センターの運営事業 ・ホームヘルパー養成研修事業 ・ガイドヘルパー養成研修事業 ・強度行動障害支援者養成研修 ・グループホーム地域ネットワーク事業 ・デジタル技術を活用した福祉職場働き方改革推進事業 ・区市町村障害福祉人材確保対策事業 ・デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業等 2 重症心身障害児（者）施設における人材の確保と養成 【主な計画事業】 ・重症心身障害児施設における看護師確保対策事業 ・重症心身障害児等在宅療育支援事業</p>	<p>（1）障害の理解と合理的配慮の推進 ○差別解消や合理的配慮に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが必要</p> <p>（2）社会参加の促進 ○スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障害のある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要 また、芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障害の理解について、啓発を図る必要がある。</p> <p>（3）外出支援施策の推進 ○買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせない。また、障害のある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要がある。</p> <p>（4）就労の支援・促進 ○障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要 ○一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>基本目標4 障害のある人の地域生活の基盤づくり （1）日中活動の場の確保 ○障害者が地域で自分らしく生活するため、障害者が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などの様々な日中活動を提供できるようにすることが必要</p> <p>（2）居住の場の確保 ○障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが大切 ○障害のある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりや経済的支援を引き続き進めていかなければならない。</p>				

福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画		国・市の方針	都の方向性	福生市の課題	福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の方向	施策
				<p>(3) 保健・医療サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健や医療の支援が必要な障害のある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要</li> <li>○住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要。今後、障害者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となる。</li> </ul> <p>(4) 地域移行・地域定着の支援と促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるよう、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要。また、精神障害のある人が地域で暮らし続けるために、状態が不安定な急性期の受入れ対応についても検討が必要。</li> </ul>				